

2007 (平成 19年) 青空と緑と産業のまち

No. 352

しょうむ

Public Relations SHOWA Town









新成人おめでとう!!

1月7日(日)平成19年第60回昭和町成人式 ●税の申告のお知らせ が開催されました。

今年本町で新たに大人の仲間入りをした方は、 202 名です。

出席したみなさんは、久しぶりに会った友達と昔 の話や写真を撮ったりして盛り上がっていました。

CONTENTS(おもな内容)

- ●老人保健のみなさまへ
- ●善意ありがとうございました
- ●井戸を掘られる方へ
- ●国保だよりNo. 36

卑告会場は役場 5002 獵 舎裏別棟2階

問合せ 役場税務課 住民税係(☎275-2111 内線221)

3月15日 (木)

の下記日程で、

いよいよ確定申告も間近となりましたが、 自営業のみなさん、 農家のみなさん、 うお済みでしょうか?

町では昨年から申告会場を庁舎裏の別棟2階会議室に移し、今年も2月16日(金)(2月16日 午後は休み) から3月15日 申告期間中は混雑を避けるため、 まで申告相談を行います。 (木) 別に申告相談日を設けています。 また、 本年は2月25日 (日) に限り、相談及び申告書の受付を 行います。平日に申告できない方など、地区の限定はありませんのでご利用ください。

ます。

なお、

1階事務室の税務課

窓口での受付けは実施しませんの

ご注意ください

いますが、ご協力をお願いいたし

階段の上り下りで大変かと思

◎土地•建物を譲渡(交換を含む)

した方

・サラリーマンの確定申告

調整で所得税の納税を完了します 大部分のサラリーマンは、 次のような場合は、 確定申告

年末

をしなければなりません。

を受けなかった場合

ないと、

保険税の軽減

(割引)

住宅ローン減税とは、

居住者が

所得税の申告が必要な方

◎営業、 ◎税務署から申告書が郵送された方 得控除の合計を超える方 年間の所得金額の合計額が、 農業、 不動産所得等の1 所

◎マイホームを□−ン等で取得し

◎多額の医療費を支払った場合 ◎年の途中で退職し、 ◎災害や盗難にあった場合 年末調

◎平成18年中の給与収入の合計類

が2、000万円を超える方

原中学校との間の外階段を上り

最初の会議室が会場になりますの

告される方は、

役場庁舎南側の畑

階の会議室に変更しましたので由 告会場を昨年から庁舎裏の別棟?

◎給与を2ヵ所以上から受けてい ◎給与を1ヵ所から受けている方で 給与以外の所得が20万円を超える方

収入と給与以外の所得が20万円 を超える方 年末調整されなかった給与

なお、

所得税が戻ることがあります。 ◎年末調整した内容に変更がある方 も次のような場合は、 確定申告で税金が戻ります 確定申告をする義務のない方で 確定申告で

得がなかった場合でも申告書に理

申告書を受け取られた方は、

方は、 ず申告してください。 由を記入して提出してください。 特に所得がなかった方は、 国民健康保険に加入されている 所得の有無にかかわらず必 申告

町・県民税の申告が必要な方

が受けられません。

や高額医療費の非課税世帯の適用

12月31日の間に所得があった方は 住所があり、平成18年1月1日~ 平成19年1月1日現在昭和町に

必要とする方も、申告が必要です。

また、所得証明などの公的証明を

が必要と思われる方には、 申告が必要です。 「町民税·県民税·国民健康保険税· 前年実績などをもとに申告 あらかじ ◎税務署に所得税の確定申告書を 県民税の申告の必要はありません。 提出する方 ただし、次に該当する方は町

8

介護保険料申告書」をお送りします。

◎給与所得のみのサラリーマン、 ◎町内に住んでいる方の扶養親族 が提出されている方 支払い者から役場に支払報告書 されている方で、勤務先または または、公的年金のみを支給

住宅ローン減税について

として申告されている方

地区別申告相談日程表

重要な手続きです

申告相談は2月16日

金

から

を発行するときの資料となる大変 る基礎となるほか、各種税証明書 や国民健康保険税を正しく算出

申

一告は、

町・県民税

(住民税

申告相談は2月6日から

相 談 日	対象地区
2月16日(金) (2月16日午後は休み) と 2月22日(木)	西 条 一 区 西 条 二 区 清 水 新 居
2月23日(金)	西 条 新 田 押 越 河 東 中 島
3月2日(金) () () () () () () () () ()	紙 漉 阿 原築 地 新 居飯 喰河 西
3月9日(金) (人) (金) (大) (本)	上 河 東

【午前】9時~11時30分 【午後】1時~ 4時

*混雑の状況により、受付時間が繰り上がる ことがあります。

相談場所 役場庁舎裏別棟2階会議室 役場税務課 住民税係

(☎ 275-2111 内線 221・222) *本年は2月25日の日曜日に限り申告相 談及び申告の受付を行います。地区の限 定はありません。

\$2月268 (月) · 278 (X) **観理士による消費郡及び所得郡の無料** 申告租緊会(競賣部について租取ください)

住宅借入金等を有するときは、そ 築家屋等を平成20年12月31日まで 3、000万円を超える年は除か ことです。 から控除することができる制度の 入金残高に応じて一定額を所得税 した場合は15年間)の各年末の借 6月30日までの間に居住の用に供 (平成11年1月1日から平成13年 の居住の用に供した年以後10年間 た場合において、その方が一定の の間にその方の居住の用に供し 住宅の取得等をして、これらの新 ただし、 合計所得額が

◆土地の借入金も控除の対象

いても対象となります。 金で一定の要件を満たすものにつ る権利の取得に充てるための借る と共に土地または土地の上に存す 築住宅、もしくは既存住宅の購↑ 囲に、居住用家屋の新築または新 適用対象となる住宅借入金等の範 平成11年1月1日以降において

住宅ローン減税を受ける時に必

◎住宅の登記簿謄本(法務局で発行) ◎売買契約書・建築請負契約書

◎住宅取得資金にかかわる借入金の 年末残高証明書 (金融機関で発行 *土地の登記簿謄本は土地の借 人金がある場合に必要

税理士会の無料申告相談会

告相談会を開催いたします。 (年金及び医療費控除) の無料由)小規模納税者の方の所得税及び消 税理士会による、還付申告指道

所得金額が高額な方、相談内容が 所得税の申告を対象としています。 費税、年金受給者や給与所得者の

相談の方はご遠慮ください 複雑な方、譲渡所得及び贈与税の

会 場	月日	時 間
昭和町役場	2月26 (月)・	
別棟2階会議室	27日 (火)	しぎわき
	2月16日(金)	いずれも
	2月18日(日)~	午前 10 時
甲府市総合	23日(金)	~
市民会館	2月26日(月)~	午後4時
	3月2日(金)	
	3月5日(月)	

甲府税務署からのお知らせ

甲府市中央1-5-2甲府銀座

昨年に引き続き次の会場です。

平成18年分の申告書作成会場は

でです。

ビル(旧トポス)3階

日を除く。 ただし、2月18日 (日) 2日(月)まで(土、日曜及び祝 と25日(日)は、開設いたします 平成19年1月22日 (月) ~4月

◎給与等の源泉徴収票

(原本)

◎住民票抄本

(住民登録の役場)

◎金融機関の□座番号(本人)

◎平成18年分の申告書の受付・相談 及び納税の期限は、次のとおりです。 ・右記期間中、甲府税務署の庁舎 午前9時~午後5時 内には申告書作成場所は設置し ておりませんのでご注意ください。

2月16日 (金) ~3月15日 **余**

平成18年中に、 2月1日(木)~3月15日 個人から **1**

与を受けた財産の合計額の贈与を受けた方で、贈 や「相続時精算課税」を選 が必要です。 択した方は、 が、110万円を超える方 土地、建物、現金、 株式、債券等の財産 贈与税の申告 預貯

付書により納付してくださ までに銀行や郵便局等で納 ませんので、3月15日(木) 納税を利用することができ 贈与税の納付には、振替

個人事業者の消費税及び地 期限は4月2日 月

円を超える個人事業者及び 税売上高が、1、000万 要な方は、平成16年分の課 消費税の確定申告が必

出書」を提出した個人事業 消費稅課稅事業者選択届

◎還付申告の方は、2月15

 \Box

(木)以前でも申告書

税4月26日(木)です。詳しくは、 甲府税務署へお尋ねください。 は、所得税4月20日(金)消費 **☎**233−3111)

出してください。 でに「振替依頼書」を税務署へ提 用される方は、3月15日(木)ま をご利用ください。振替納税を利 を提出することができます。 納税には安心、便利な口座振替

平成18年分の確定申告の振替日

の確定申告書が作成できますホームページで所得税。消費税

アンサーホームページのアドレスは、 は、http://www.nta.go.jp タックス 税務署に提出することができます。 リントアウト)した確定申告書を 告書等作成コーナー』で作成(プ http://www.taxanswer.nta.go.jp 国税庁ホームページのアドレス 国税庁ホームページの『確定申

ま ₹20€39

該当する方	持 ち 物			
	印鑑			
全 員	社会保険料(国民健康保険税、国民年金、農業者年金等)や小規模企業共済等掛金の領収書または証明書 *国民年金保険料の控除証明書と領収書は忘れずにお持ちください			
	生命保険や損害保険の控除証明書など			
	本人名義の預貯金口座番号の分かるもの (所得税の還付がある場合必要)			
給与所得者	源泉徴収票(原本)または給与支払明細書			
公的年金等受給者	源泉徴収票(原本)・互助年金計算書			
事業所得者	仕入れ・売上の帳簿や必要経費の領収書			
農業所得者	農業所得計算書・出荷証明書			
上記以外の所得 がある方	その収入や必要経費が分かる書類			
本人または扶養親 族が障害者の方	身体障害者手帳など			
雑損控除や医療 費控除を受けよ うとする方				
寄付金控除を受けようとする方	特定団体へ支出した寄付金の領収書			



こんなとき

一定の障害(寝たきりなど)のある 方が65歳になったとき

届出に必要なもの

国民年金証書・身体障害者手帳・医師 の診断書のいずれか、保険証、印鑑

他の市町村へ転出するとき

老人保健医療受給者証、印鑑

他の市町村から転入してきたとき

保険証、負担区分証明書、印鑑

町内で住所が変わったとき(転居)

保険証、老人保健医療受給者証、

現在加入している医療保険が変わっ たとき

新しい保険証・老人保健医療受給者証、 印鑑

生活保護を受けるようになったとき 📄 保険証、老人保健医療受給者証、印鑑

死亡したとき

死亡した方の老人保健医療受給者証、

《老人医療學的成金支給制度(68 歲。69 歲)からお知らせ》

平成17年4月1日から新制度に変わっております。

《館館館》》

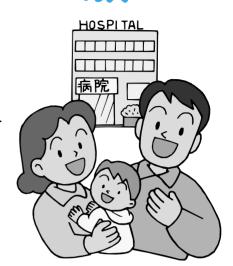
町内に住所のある方で医療保険に加入している方のうち、68歳・69歳の方で、 同じ世帯の全員が市町村民税非課税の方。*老人保健該当の方は除きます。

問合せは、役場町民窓口課老人保健担当(公275-2111内線300)まで

児医療費助成金 請書提出時のお願い

对象乳幼児

- ◆ 0 歳から 5 歳未満の乳幼児◆ ··········· 福 院
 - * 5歳の誕生日の前日の月までが対象です
 - * 1 日生まれのお子さんは前月末日までが対象です
- ◆ 0 歳から小学校入学前まで◆ ……
 - *未就学児
 - *6歳の誕生日以後の3月診療分までが対象です





注意してください

- *診療月の翌月の10日以降でないと前月分の提出 はできません。(医療機関が1ヵ月分を取りまと める際に保険の変更や過誤などが見つかり、診療 点数に変更が生じる可能性があるからです)
- *領収書は月ごと医療機関ごとにひとつにまとめて ください。(通院と入院も分ける)
- *使用可能な領収書は最低でも受診日・受診者名・ 診療点数の記載のあるものに限ります。
- *高額の入院費がかかったとき、高額医療費・付加 給付費の対象となる場合がございます。対象者に は申請の手順のことで役場から連絡が行くことが あります。また、その場合支払いまでに多少日数 がかかりますのでご了承ください。
- *請求できる期間は、診療月から2年以内です。
- *通院分は5歳になった翌月から助成対象となりま せんのでご注意ください。(提出されても返送と なります)
- *領収書での請求はホチキスではなく、のり付けで お願いします。
- *レシート(受診者名記載無し・診療点数記載無し) での請求はできません。

みなさまのご協力をお願い

します。

必ず月ごと、 また、領収書は、 医療機関ごとにひとまとめにして貼 バラバラ・ごちゃ混ぜにせ

いたします。 る場合は、 ていただいていますが、 ホチキスでなく、 領収書を貼付し のり付けにて

お

願

ਰ

乳児医療費助成金請求書を役場の窓口 脚形金里当からお原 て請求・

問合せは、役場町民窓口課乳幼児医療費助成金担当(☎ 275-2111 内線 300)まで

HEALTH INFORMATION CORNER

みんなの健康

保健・健康に関する問合せは役場いきいき健康課健康増進係 (☎ 275-2111 内線 252・253)

乳

児健康診査

実施日	該 当 児	受付 時間
2月22日	平成 18 年 4 月生まれ	午後 1 時~ 1 時 15 分
(木)	平成 18 年 10 月生まれ	午後2時~2時15分

場所総合会館

持 ち 物 母子手帳・健康保険証・印鑑・筆記用具・バスタオル



児教室

実施日 2月6日(火)

受付時間 午前9時10分~9時20分

場 所 総合会館

該 当 児 平成18年11月生まれのお子さん

持 ち 物 バスタオル・母子手帳・筆記用具

*乳幼児健診及び予防接種の説明と予診票等の配布



歳6カ月児健康診査

実施日 2月28日(水)

受付時間 午後1時~1時30分

場 所総合会館

該 当 児 平成17年6月~平成17年7月生まれのお子さん 及び前回未受診のお子さん

持 ち 物 母子手帳・1 歳 6 ヵ月児健康質問票・尿検査セット ・健康保険証・印鑑

*地区別で受付時間を設定しますので、詳しくは通知をご覧ください。



と子のすくすく相談室

日時(会場) 2月 9日(金)午前10時~11時30分 (総合会館)

> 2月21日(水)午前10時~11時30分 (町立児童センター「ゆめてらす」)

対 象 者 昭和町にお住まいの子育て中のお母さん

- ①保健師がご相談をお受けします。
- ②総合会館で実施する日には、栄養士が食事についての相談をお受けします。
- ③身体計測も行えます。
- *育児についての悩みや不安がありましたら、お気軽にお出 かけください。

子手帳交付及び一般健康相談

子

宮がん検診申込み

日 時 2月 8日 (木) 午前9時00分 ~ 11時30分 2月16日 (金) 午後1時30分 ~ 4時00分 2月27日 (火) 午後9時00分 ~ 11時30分

場 所 総合会館

- *母子手帳の交付を希望される方は、印鑑をお持ちください。
- *予防接種についてのご相談も受付けています。
- *一般健康相談は40歳以上の方を対象に血圧測定、尿検 査、栄養相談などを行います。
- *子宮がん検診のお申込みを受付けています。希望される方は印鑑をお持ちください。今年度の申込み・受診は2月末までです。来年度の申込み受付は4月から行います。
- *総合健診結果報告会に来られなかった方には、結果表をお渡ししています。

受診者のみなさんへ

平成 18 年度の総合健診から半年余が経ちましたが、健診結果を取りに来ていない方がまだいらっしゃいます。ご自分の健康づくりはご自分にしかできません。その一歩は健診結果をもとに生活を振り返ることから始まります。まだ取りに来ていない方は上記健康相談の日においでください。

また、「半年後に経過を見る」という項目があった方は、 必ず受診し、健康づくりに活用してください。

湯

ったり健康相談

日 時 2月15日(木)午前10時~11時45分

場 所 総合会館 娯楽室(温泉休憩室)

- *湯ったり健康相談は、65歳以上の方を対象に、血圧測定などの健康相談を行っています。
- *温泉施設内、娯楽室(休憩室)で行っております。温泉を 利用しない方もお気軽にお立ち寄りください。



パママ学級

対象者 町内にお住まいの妊娠5ヵ月以降の方

実施日 2月10日(土) 午後1時30分~4時

場 所 総合会館

定 員 10 組程度(初産の方が優先になります)

*事前にお申込みが必要です。



種混合(ジフテリア・破傷風)予防接種

4月24日付けで小学校6年生を対象に、二種混合(ジフテリア・破傷風)予防接種の接種券及び予診票を送付しましたが、まだ接種されていない方は、接種券に記載されている期限【3月31日】までに接種されますようお勧めいたします。*未接種の方で、接種券・予診票がお手元にない方は、上記健康相談の日においでください。

に病院を訪れる患者さんはそう多

20%といわれていますが、

実際

人工線維

(ポリプロピレン) でで

きたメッシュ

(シート)

を使って

(性器脱)

に罹患する確率は10

治療が必要となるような骨盤臓器 れています。女性の一生涯の内で、 手術を受けた人に多いことも知ら

が、 重 は良好

|症のものでは再発率が高い (成功率80%以上)

のが問題でした。しかし最近では、

ています。

また、

子宮を摘出する

骨盤臓器脱

(性器脱)

の治療成績

でした

くなってきて発症すると考えられ 障害が年齢を重ねるにつれてひど 出産の時に受けた膣周囲の筋肉の

者さんがたいへん増えています。 の啓蒙によって、 くはありませんでした。 -の治療法の進歩や新聞などで ていたのでしょう。 心や治療の不安などで我 病院を訪れる患 多くの人 しかし、

に一度専門医を受診されることを

お勧めします。

財団法人

里仁会

みなさんの





-独ではなくて子宮脱

(下垂)

胱脱が一番多いようです

「膣からの骨盤臓器の脱出」

山梨大学医学工学総合研究部泌尿器科学

助教授 荒木 勇雄

てもらい、 にはしっかりと多角的な検査をし 難などの異常を伴うこともありま いる場合もよく見受けられます。 直腸瘤など複数の臓器が脱出して 必要があります。 したがって、 尿失禁(尿もれ) 総合的な治療を受ける 治療を受ける前 や排尿困

来の手術法でも、 方法が開発されてきています。 療法の進歩は著しく、 ない場合もあります。 出血する人や重症の人では効果の が多く出たり、膣に潰瘍を作って 治療される患者さんも多いのです 法があります。 リング状のペッサリーという器 (3カ月に1度交換) 具を入れて脱出を押さえ込む方法 治療方法としては、 異物による炎症を起こして膿 膣内ペッサリーで 軽度~中等度の 様々な手術 と②手術療 一方、手術 膣 内に 従

といいます。

脱出してくる臓器に

小腸瘤などといいます。

(膀胱

瘤、

子宮脱、

病気を性器脱あるいは骨盤臓器脱 たまま膣から膨隆・脱出してくる まわりにある臓器が膣壁をかぶっ や筋膜が脆弱化し弛緩して、

膣を支えてい

、る骨盤底

の筋

膣

開発されて治療成績は著明に向上 膣周囲の筋膜を補強する手術法が

しました。

お困りの方は、

恥ずかしがらず

府 Œ



ヤミ金融の手口についてNo.2

金融詐欺(チケット詐欺)

客と契約を締結して代金後払いで金券(商品券やチケット等)を額面で購入させ、その金券を金券ショップ等で直ぐに 換金させるヤミ金融のことをいいます。代表的な手口ですが、客がある金券ショップ(ヤミ金融業者)で額面 35,000 円 分のチケットを「代金 35,000 円と手数料 3,000 円を 10 日以内で支払う」という約束で購入させられた後、次にその金 券ショップが指定する他の金券ショップでその金券を換金するように言われ現金2万円を受領するという手口です。

客からみれば受領した2万円に対して10日後には38,000円を支払わなければならず、実質的に10日で18,000円(10 日で9割)もの超高金利の利息を請求されることになってしまうのです。

このような形態は出資法の金利規制を脱法しようとするもので、民事的には公序良俗違反で契約は無効になるものとい えます。

2 年金担保金融

「年金融資」「年金立替」等の広告を出して年金証書や銀行の預金通帳、銀行印、キャッシュカード等を預かることにより、 事実上年金を担保にとることで、年金生活者を食い物にするヤミ金融のことをいいます。年金を担保にとって融資するこ とは、社会福祉医療事業団や国民生活金融公庫などの法定の公的金融機関にのみ認められていることであって、それら以 外の業者が年金を担保にとって融資を行うことは、国民年金法第24条や厚生年金保険法第41条1項等によって認めら れていません。また貸金業規制法に関する金融庁のガイドラインでも貸金業者が「印鑑・預金通帳・証書、キャッシュカ ード、運転免許証、健康保険証、年金受給証などの債務者の生活上必要な証明証等を徴求すること」を禁止しています。 (金融庁事務ガイドライン第三分冊3-2-3)

そしてこのような違法な年金担保金融業者の多くは、出資法の金利規制に違反する超高金利で貸し付けを行っているの です。

3 その他悪質業者

(1)紹介屋

自分では融資を行わず、他のサラ金業者を紹介して高額な紹介手数料を取って利益を得ている業者です。紹介屋は「裏 で人が動いている」などと、あたかもその業者の尽力によって客が他のサラ金業者から融資を受けることができたように 装い、紹介手数料を請求しますが、実際には融資審査の甘い業者をいくつか知っていて、それを紹介しただけであるなど、 実は何の働きかけもしていない例がほとんどです。

(2)買取屋

「買取屋」は広告を見て訪ねてきた客(大抵は通常では融資を受けられなくなっている多重債務者)にその者にクレジ ットカードでパソコン・カメラ等の商品やビール券・高速券等の金券を大量に購入させ、それらの商品や金券を定価の 30%~40%くらいで下取りし、それから一定のマージンを上乗せしてディスカウントストアや金券ショップにこれらの 商品や金券を転売して多額の利益を得ています。一方、客には後日クレジット代金の請求がくることになり既に多重債務 を負っている客の借金はますます膨れあがることになるのです。

見やすいところに貼るなどしてご利用ください

平成 19 年 2007 ^{まさらぎ} 如月 FEB

□ SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	± SAT
	生学する児童が し			1 先勝	2	3 負
	今年4月に小中学校へ入進学する児童がいるひとり親家庭に、町 *図書館午後7時 *役場閉庁					
	から祝金として児童 1 人につき 1 万円を支給します。 まで開館 * 児童館・児童セ 支給要件 平成 18 年度(平成 17 年分)の所得税が非課税世帯 * フター開館 ンター開館					
	文間 女					
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					(図書館午前11時~)
*申請用紙は、役均	場いきいき健康課に	あります。(な 275	5-2111 内線 253)			
4 仏滅	5 奏	6 🖺	7	8 氰	9 先	10 仏
* 役場閉庁 * 総合会館温泉・	*温水プール・図 書館・総合体育	*図書館午後7時 まで開館	*心配ごと相談	*町長と語らいのとき		*役場閉庁 *児童館・児童セ
児童館・児童セ	音郎・総合体育 館休館	*ボランティア		*図書館午後7時		ンター開館
ンター休館		サロン交流会		まで開館		*アニメ映画会 (図書館午後2時~)
						*定例結婚相談
4.4.	40 =	40#	4 4 +	4 = #	4.0.//	4 = +
11大安	12点	13	14 引	15 負	16 協	17 安
* 役場閉庁 * 児童館・児童セ	*役場閉庁 *総合会館温泉・	*図書館午後7時まで開館	* じどうかん みんなであそぼう	*読み聞かせとお話の会 (図書館午前11時~)		* 役場閉庁 * 児童館・児童セ
ンター・図書館 温水プール休館	児童館・児童センター図書館・		(午前10時30分~) *心配ごと相談	*図書館午後7時まで開館		ンター午前開館
温小ノ ルが路	温水プール・総		本心的とこれの	O CIFILE		
	合体育館休館					
18 先	19 ฐ	20 5	21 級	22 奏	23 🗂	24
*昭和町長選挙		とし 負 *ボカシつくり会	∠ I 滅 * 行政相談	*障害者出張相談	20 -	* 役場閉庁
(午前7時~	書館・総合体育	(総合会館裏午後1時~)	*心配ごと相談	(総合会館		*児童館・児童セ
午後8時) *役場閉庁	館休館	*図書館午後7時 まで開館		午後1時30分~) *図書館午後7時		ンター午前開館 *アニメ映画会
*総合会館温泉・児童館・児童セ				まで開館 *ふれあいランチ		(図書館午後2時~) *定例結婚相談
ンター休館				1.0001000		
25	26 負	27 仏	28 🌣		きちんと始末し	
*役場閉庁	*総合会館温泉・	*図書館午後7時	*図書館休館		をすると、美観を打 虫や細菌の汚染源	
*児童館・児童センター休館	温水プール・図書館・総合体育	まで開館	* じどうかん みんなであそぼう		学校の校庭で遊ぶ	
図書館まつり	館休館			の感染の危険にさ		○ DD TD () \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
(午前 10 時~)			*心配ごと相談		ときは、必ずフン まって行き フンを打	
				しょう。		
地での区分	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	全地	区、党シ州区)		ゴミの収集日が祝	日の場合は、翌
ゴミの区分 (西条地区・押原地区・常永地区) 日に収集いたします。 も え る ゴ ミ 1日・5日・8日・13日・ *必ず町指定の収集袋を使用してください。						
~ (年週日 , 太陽日) 15 日・19 日・22 日・26 日 里ハビニー川袋かどでけ出さかいでノギ						
まえないゴミ 第1 0 2 世間 (7日 14日 01日) さい。						
アルミ・スチール曲 コーニーニー 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一						
第 4 水曜日(28 日)						
エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、は粗大ゴミ 用してくたさい。						
以 						
# 2						
トレイ、そ			出してください。(い)		,ガシ1j J C C に ,ゴミなどを早く	= -
出せます) ◆使用済みの	スプレー缶・カセット:	ボンベを出すときは「	爆発・火災の危険があ	I→ ½70.∔E	場環境衛生課へご	
			でから出してください。		果(☎ 275-2111	内線 226・227)
太陽光経線 住宅用太陽光発電システムの設置者等に対し、助成金の交付を行っています。						

善意ありがとうございました



12月18日(月)、押原中学校を昭和37年度に卒業した方々が、「町政に役立ててください」と温かいご寄付をしてくださいました。

この寄付金は、還暦を記念して 同級会が開催された折に、みなさ んから寄せられました。

温かい善意心から感謝いたします。

河西区防火組合が街路灯清掃

河西区防火組合が街路灯の清掃活動を行いました。この活動は毎年恒例になっていて、区内 119 本の電柱に設置された街路灯を、ハシゴ車 6 台を使いボランティ

アで清掃及び点検を行いました。

かつては町内各地区に防火組合が 組織されていましたが、現在本町で 活動している防火組合は河西区だけ となっています。

防火組合は、現在18名の会員が、毎月1回会合を開催しながら活動を 続けています。



街路灯を寄贈していただきました

1月11日(木)、東京電力株式会社甲府支社様から、地域の発展や防犯に役



立ててくださいと、街路灯を 12 機寄贈 していただきました。

この寄贈事業は、地域協力活動として、 昭和36年から実施されています。

寄贈していただいた街路灯は町から各自 治会に配布され、地域の防犯のために設置 されます。善意ありがとうございました。

親子スケート教室が開催されました

12月1日(金)町教育委員会主催で、恒例の親子スケート教室が行われました。

小瀬アイスアリーナで行われたこの 教室には、約300人の参加者があり ました。

教室は、初心者クラスと自由滑走 のクラスに分かれて行われ、初心者 クラスでは、指導員の方から滑り方 の基本を学んでいました。



9 広報 しょうわ 平成19.2.1

組設です

◆町長と語らいのとき

日時 2月8日 (木) 午後1時30分~4時

場所 町長室

- *あらかじめ**役場総務課**まで ご連絡ください。 (**27**275-2111 内線 205)
- ◆心配ごと相談

日時 2月7日・14日・ 21日・28日 の水曜日 午後1時30分 ~3時30分

場所 社会福祉協議会

*あらかじめ社会福祉協議会 までご連絡ください。 (**2**75-0640)

◆行政相談

日時 2月21日 (水) 午後1時~3時 場所 町中央公民館2階

*直接会場へおこしください。 お問合せは**役場企画行政課** まで(**2**275-2111 内線 211)

◇教育相談

日時 随時(水・金・土・ 日曜日、祝日は除く) 午前9時~午後4時

場所 町中央公民館2階

*直接会場へおこしください。 問合せは、カウンセラー まで(**な** 275-6951)

◆結婚相談

日時 月~金曜日は受付のみ 午前8時30分~午後5時 第2・第4土曜日は 午後1時30分~4時

場所 町総合会館2階相談室

- *直接会場へおこしください。 お問合せは、社会福祉協議 会事務局まで(☎275-1881)
- *なお、随時電話での相談も 行っていますので、各地区 相談員までお気軽にお電話 ください。

◆小の健康相談

*精神保健福祉に関する相談に応じ、住民の心の健康づくりを進めます。 第2・第4水曜日 午後1時30分~3時 お問合せは、甲府保健所まで (☎237-1437)

為到多世

◆ボカシつくり会

日時 2月20日(火) 場所 町総合会館裏 時間 午後1時~

*不用犬・猫のお問合せは 役場環境衛生課まで (な275-2111 内線226)

温水プール講座のお知らせ

≪スリム&シェイプエアロ 参加者募集!≫

- 日 時 2月7日~3月28日(3月21日を除く)毎週水曜日全7回【午後の部】午後2時~3時30分
- 場 所 町立温水プール 2 階スタジオ 定 員 各 25 名(定員になり次第締切ります) 講 師 曽根先生
- 持ち物動きやすい服装、タオル、上履き(ヒモ等で調節でき底が厚めのもの)をご用意ください。
- 申込日 2月3日(土)午前10時から受付いたします。

≪にこにこ健康体操参加者募集!≫

- 日 時 2月13日~3月27日(毎週火曜日全7回)【夜間の部】午後7時~8時 場 所 町立温水プール2階スタジオ
- 定員各25名(定員になり次第締切ります) 講師 緒方先生
- 持ち物 動きやすい服装、タオル、上履きをご用意ください。 申込日 2月4日(日)午前10時から受付いたします。

≪パンチ&キック 参加者募集!≫

- 日 時 2月10日~3月24日(毎週土曜日全7回)【午後の部】午後2時~3時 場 所 町立温水プール2階スタジオ
- 定 員 各25名(定員になり次第締切ります) 講 師 橋本先生
- 持ち物 動きやすい服装、タオル、上履きをご用意ください。 申込日 2月3日(土)午前10時から受付いたします。

≪中級者水泳教室 参加者募集!≫

- 日 時 2月22日~3月23日(毎週木・金曜日全10回)【夜間の部】午後7時30分~8時30分
- 場 所 町立温水プール 定 員 20名(定員になり次第締切ります) 講 師 遠藤先生
- 持ち物 水着、スイミングキャップ、タオル 申込日 2月10日(土)午前10時から受付いたします。

≪水中ウォーキング 参加者募集!≫

- ① 『水中ウォーキング (A)』
- 日 時 2月13日~3月13日(毎週火曜日全5回)【夜間の部】午後7時30分~8時30分
- ②『水中ウォーキング (B)』
- 日 時 2月16日~3月16日(毎週金曜日全5回)【午前の部】午前10時30分~午前11時30分
- ①・②共に
- 場 所 町立温水プール 定 員 20名(定員になり次第締切ります) 講 師 小林先生
- 持ち物 水着、スイミングキャップ、タオル 申込日 2月4日(日)午前10時から受付いたします。

≪アクアビクス 参加者募集!≫

- 日 時 2月17日~3月17日(毎週土曜日全5回)【夜間の部】午後7時~8時
- 場 所 町立温水プール 定 員 20名(定員になり次第締切ります) 講 師 小林先生
- 持ち物 水着、スイミングキャップ、タオル 申込日 2月4日(日)午前10時から受付いたします。

上記教室の詳しい問合せは、町立温水プールまで(☎275-9811)上記の講座は全て受講料無料です。(ただし利用券が必要です) 申込み対象は町内在住の18歳以上の方で、(高校生は除きます)電話またはプールのフロントにて先着順になります。

*電話でのお申込は混雑が予想されます。予めご了承ください、また教室は妊婦の方及びお子様連れでの参加はできません。

第 13 回アレルギー週間山梨地区イベントのお知らせ 公開講座 「アレルギーを考えよう 2007」

県内医療機関に勤務する、それぞれの領域におけるアレルギー専門の先生が、一般の方を対象にしたわ かりやすい講義を行います。

- *参加は無料、事前の申込みも必要ありません。
- 講義内容 「眼科領域のアレルギー疾患について」、「花粉症について」、「アトピー性皮膚炎について」、「花粉症について」、「気管支喘息について」、「小児気管支喘息について」その後、会場からの質問にもお答えします。
- 日 時 2月18日(日)午後2時~4時 場 所 山梨大学玉穂キャンパス 臨床大講堂
- 問 合 せ 山梨大学医学部耳鼻咽喉科医局(中央市下河東 1110)(☎ 273-6769)平日 午前 10 時~午後 3 時

昭和町消防出物式

1月8日(月)午前9時から総合会館駐車場において、新年恒例の昭和町消防出初式が挙行されました。 訓辞や表彰、機械器具の点検や地区代表による小型ポンプ及び本部ポンプ車による操法展示が行われ、日 頃の訓練の成果を披露していました。

(乙種功労章)

(甲種功労章)

機

長

野

浩

次

部

指導

部 長





					甲	幸
第	第	第 7	第	第	甲府支	南甲府警察署長並ひに県防
10	3	7	6	1	支	府
部	部	部	部	部	部	警
					長	察
班	班	部	部	部	表彰	署
					彰	長
_	_	_	_	_		並
長	長	長	長	長		U
						(2
) refe		止	3.		行
今村	渡辺	田中	遠藤	桑		
利	101	4	脎	原		犯
土	_	#	善	孝		協会產
圭一	博	武彦	出照	子一		工士
	一	13	755	-		伴

山梨県消防協会甲 第5部 第 10 第8部 部 部 部 部 団 団 運転手長 団 部 府地区支部長 員 員 員 望月 花 屋 月 形 表彰 正 英 俊 彦 樹 治 樹

部 部 部 運 甲 班 班 班 班 班 班 転 長長長 長 手 長 長 山 山 浅 花 下 〃 形 田 田 弘信 和男

10年勤続表彰 和町 第 7 第2 第8 第3 10 消防団 部 部 部 部 部 団 団 班 班 班 部 長 表彰 員 員 長 長 長長 古屋 今村 金丸 渡 辺 博

梨県消防協会長表彰 北地域県民センター所長表彰 前第1部部長 前第了部部長 前第8部部長 元第2部部長 九第3部部長 築地新居 指導部長 紙漉阿原 上河東二区 清水新居 西 河 本 西 川 條 澤 込 洋 一彦 成 男

> 15年勤続表彰 第 8 第6 第 5 12 11 部 部 部 部 部 班 部 部 長 長 長長 長 長 長

福 桐 遠 花 田 林 武彦 善照 夫 則



第 12 第3部 第6 第5 第3 第2 第9 第6 第3 第2 11部 部 部 部 部 班 部 班 2 2 要 要 要 員 長 員 長 長 望月 花形 長田 角野 Ŀ 中 林 野 池 끠 和也 孝久 直康 和男 真児 善隆 英樹 研

梨県退職消防団員報

昭

和町長表彰

5年勤続

山梨県知事

金杯

11 広報 しょうわ 平成19.2.1

『魅力あふれるまちづくりを目指

=第2次昭和町行財政改革実施計画=

計画の経緯と期間

平成16年9月から庁舎内において協議。住民代表 の行財政改革審議会の答申を踏まえ、住民のみなさん から意見をお聞きし (パブリックコメント実施)、策 定した計画。平成 17 年度から 21 年度までの 5 ヵ年 計画。

行財政効果 (予算に反映した削減効果と主な改革)

*平成 18 年度 約 9,688 万円

収入役の兼務、給食費助成、地区敬老会補助金等

約7,250万円 *平成 17 年度

リゾート昭和、ふるさとづくり推進委員会補助金等

新しい事業や充実させた制度

町民ふれあい保養事業(ディズニーランド等)、幼 稚園就園補助、多子世帯子育て支援、太陽光発電シス テム補助、ホームページのリニューアル、パブリック コメントの実施

住民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

-ビスを提供して参ります

やホ 魅力あふれるまちづくりの実現のために、 務事業や施策の ふれるまちづくりを目指して」を改革理念として、 目 己 評 価 協働による行財政改革の仕組みづくりを進めて参りました。 この度、 行財政改革を推進しています。 ムページなどを活用 しましたのでみなさんにご報告します。 重点的に改革・改善を検討してきた59項目の 進捗状況を、 して積極的な情報公開を進 Ρ DCAサイクルに基づき 今まで町では よりよい住民サ 今後も、 広報誌 「魅力あ

町では平成17年度から第2次行財政改革実施計

画に基づ

PDCA サイクルとは、計画 (Plan) を実 施(Do) し、検証(Check) して見直し(Act) に結びつけ、その結果を次の計画に活か すプロセスのことです。

**********重点 58 項目の取り組み状況*********

No.	事務事業名	見 直 し の 状 況 検討内容や現状の方向性
1	リゾート昭和の運営方法(併せて運営委員会の見直し)	廃止、売却済み。運営委員会廃止。新保養制度実施。
2	温水プールの運営方法(施設運営・人件費の削減)	評価結果による改善実施。料金の統一、各種教室の増設等。指定 管理者制度は他スポーツ施設と併せて、今後の検討課題。
3	財務規則(専決規定)の見直し	検討会議を定期的に開催。財務規則 H 19・4 月実施目標。
4	コスト意識の導入	コスト削減を目的に予算編成。意識改革研修会開催。
5	的確な中長期財政見込みの把握	毎年 10 年ごとの見込みを作成。予算、決算を公表。
6	個人情報保護の徹底	個人情報保護計画策定。計画に基づき改善等、随時実施。
7	行政評価制度の導入	研修会開催。H 19 以降、事務事業評価の段階的な導入を計画。
8	ふるさとふれあい祭り(ふるさとづくり推進協議会補助 金)について	経費削減策実施。運営方法等も今後、検討。
9	粗大ゴミ収集	粗大ゴミの出し方等検討。来年度アンケート調査実施。
10	高齢者給付金	77 歳からに引き上げ。H 18:76 歳。H 19:77 歳。
11	重度障害児・者介護人手当支給事業	今後、実態調査を実施。
12	公共施設の自動販売機の取扱い	手数料収入の取り扱いを今後検討。
13	GIS(地図情報システム)の導入	自主研究グループで提言書を作成。提言を参考に検討。
14	総合行政システムのリプレース	平成 17・8 月以降随時。
15	国際化対策について	山梨県との共同研究を実施。継続して検討。
16	事務手続きの簡素化(事務改善)	随時個別に改善。ワンストップの推進を今後検討。
17	学校教育のIT推進	学校職員の1人1台パソコンの計画的な導入を実施。
18	入札制度改革	入札・契約制度合理化検討委員会で検討中。
19	補助金の全庁舎的見直し	予算編成方針により見直し。補助金要綱の整備。
20	土地区画整理事業費補助金	要綱改正済み。準備組合に対しても補助金交付が可能。組合主体の区画整理事業を推進。
21	保育所各種負担金・年末奨励金等補助について	各種負担金は廃止。年末奨励金は継続。

No.	事務事業名	見 直 し の 状 況
INO.	尹奶尹未 □	検討内容や現状の方向性
22	上水道管移設補償費の見直し	3 市町(昭和町・甲斐市・中央市)と甲府市水道局との協議を実施。 現状では、改革が困難だが今後も継続して協議していく。
23	負担金の全庁舎的見直し	随時個別に改善。
24	文化財主事共同設置負担金	検討した結果現状維持。
25	委託料の全庁舎的見直し	指定管理者制度、市場化テストも踏まえ継続して検討。
26	保育料について	本町独自の優遇措置は継続し、毎年見直しを実施。
27	幼稚園就園奨励補助金について	子育て支援の充実として国の基準に引き上げ。
28	給食費保護者負担について	助成制度廃止。義務教育期間中の3子目を無料化。
29	施設使用料金(総合会館・中央公民館)について	町内団体は無料。郡県関係は徴収。冷暖房費は徴収。
30	公有地等賃借料(補償井戸借地料含む)について	新規契約時の対応も踏まえ、今後も継続して検討。
31	組織・機構の見直し	地方分権時代に合った組織を、今後も継続して検討。
32	地方分権時代に向けての体制強化について	政策会議の開催等。今後も継続して検討。
33	委員会・審議会の全庁舎的見直し	付属機関の見直し実施。今後は行政委員会等を検討。
34	都市計画審議会と下水道審議会の統合	付属機関の見直しの一環としてH 18 統合
35	給食運営委員会について	付属機関の見直しの一環としてH 18 縮小
36	各種団体の全庁舎的見直し	団体の意向確認等を今後実施。
37	職員の自主研究体制について	支援要綱策定。設立した1グループを支援。
38	職員研修計画の策定	研修計画策定。今後は、人材育成基本方針を策定。
39	民間企業への職員研修	今後、人材育成基本方針と併せて検討。
40	職員適正化計画の策定	定数条例を H18・12 月に改正。 5 年間で 5 %削減。
41	嘱託・臨時職員雇用について	雇用条件や、指定管理者制度、民間委託等の方法も含めて、今後
41		も検討。
42	職員給与運用基準の見直し	H18・4 月運用基準の見直し実施。
43	職員の福利厚生について	事務服貸与の廃止等実施。今後も継続して検討。
44	勤務評価制度の導入	勤務評価導入スケジュールの検討。今後も継続。
45	快適な職場環境の形成、促進	職員衛生委員会のあり方等の検討。
46	収納体制の充実(収納課・コンビニ収納等)	収納課は今後の機構改革の中で再検討。継続して検討。
47	上下水道料金徴収の一本化(従量使用料制による下水道	3市町(昭和町・甲斐市・中央市)と甲府市水道局との協議を実施。
41	使用料算定に伴う上下水道使用料データ代)	現状では、改革が困難だが今後も継続して協議していく。
48	滞納処分等の検討	滞納処分実施のための準備を進める。差し押さえ実施。納税意識
40		を高める手法等、検討課題。
		原因者負担、受益者負担の観点から検討。近隣市においても新税
49	新税の検討	等及び税率改正の動きなし。今後も財源確保の原点から見直しを
		検討。
50	情報公開体制の整備	ホームページ上や図書館での行政資料コーナー設置
51	広報誌・ホームページの活用について	ホームページリニューアル。各課情報コーナーの充実を図る。
52	財政諸表や見込みの公表	ホームページ上で公表。
53	行政資料室の開設	コーナー開設(今後も継続して改善)
54	住民意見の反映方法(町政モニター含む)について	既存の手法、組織も踏まえ町政モニターに変わる新しい制度を検討。
55	パブリックコメント(町民意見提出制度)の確立	制度確立済み、試行中。条例検討中。
56	地域活性化策の検討	まちづくり委員会と連携。ふれあい祭で環境団体で共同出展。
57	大学・民間との連携	山梨学院大との連携。VF 甲府との協働による総合型地域スポーツ クラブの設置。
58	監査体制の強化	監査事務処理の内規整備等、体制強化を実施。

・・・・「改革の当事者」はみなさんです・・・・・

5 ヵ年計画で進めています重点 58 項目も、概ね予定通り検討が進み、この 2 年間で 4 割以上の目標を達成しています。行財政改革の検討は長期間を必要とするものも多く、町では今後も第 3 次、第 4 次と計画の見直しを行い持続的な行財政改革を進めて参ります。

町民のみなさんを始め、本町に係わるすべての方が改革の当事者です。行革 58 項目に関する詳細は、町ホームページ及び図書館行政資料コーナーに用意してあります。みなさんの感想や意見をお寄せください。

《ご意見提出先》

- ●図書館「行政資料コーナー」 備え付の用紙に記入の上、パブリックコメント用投函箱に入れてください。
- ●役場政策法制課 FAX・メールでお願いします。FAX055-275-2109

メール seisaku@town.yamanashi-showa.lg.jp

*住所、氏名、年齢を書き添えて提出をお願いします。

*問合せ先 役場政策法制課 政策係(☎275-2111 内線287)

行財政改革ノススメ No. 26

一ズ(国)示



年金は、世代と世代間の支え合いの制度です。 **組織についてもらー度答えてみませんか…**

【その(26)】

人おめでとうございます。20 歳がスタート国民年金! 20歳になったら、大人の仲間入り!そして、国民年金にも仲間入りです。

- 1. 学生・フリーター 自営業・無職など
- 2. 会社員・公務員
- 3. 会社員・公務員に 扶養されている配偶者



役場町民窓口課年金係で、 加入の手続きをします。

就職すると、勤務先で厚生年金や 共済組合の加入手続きをします。 保険料は、給料から天引きです。

配偶者の勤務先に申出をしま す。保険料を納める必要はあり ません。



ご自宅に届く納付書を使用して、毎月納付します。

(金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付します)



便利!お得な国民年金保険料の納付のしかた!

- ① 口座振替
 - 一度手続きをするだけで、毎月口座から引き落としされ便利です。 毎月50円引きになる(早割)制度もあり、お得に納付できます。
- ② 前納制度

3月分まで、まとめて保険料を納付すると保険料が割引になります。 (前納用の納付書が必要になります。お近くの社会保険事務所へご連絡をお願いします)



収入が少なくて保険料が納められなり! というと言は…

- ・学生の方は・・・・・学生納付特例制度があります。
- ・学生以外の方は・・・・保険料全額免除制度、保険料一部納付制度、若年者納付猶予制度が あります。



役場町民窓口課年金係で、申請手続きをしてください。

社会保険事務所で、審査を行い結果を通知いたします。

(前年度の所得により、審査を行います。金額が基準を超える場合には手続きされても認められません)

竜王社会保険事務所(☎278-1100) または、 問合せ

役場町民窓□課 年金係 (☎ 275-2111 内線 219)